



狂犬病予防注射・犬の登録

日程：5月30日（日）

地区名	時 間	場 所
喜瀬武原	午前 9：00～9：30	公民館
希望ヶ丘	9：50～10：10	自治会館
名嘉真	10：20～10：50	公民館
熱 田	11：00～11：15	集会所
安富祖	11：25～11：55	公民館
瀬良垣	午後 1：00～1：25	公民館
太 田	1：35～2：00	公民館
恩 納	2：10～3：00	公民館
南恩納	3：10～4：10	公民館
谷 茶	3：45～4：05	公民館
富 着	3：05～3：35	公民館
前兼久	2：25～2：55	公民館
仲 泊	1：30～2：15	公民館
山 田	午前 11：10～12：10	公民館
真栄田	10：10～11：00	公民館
塩 屋	9：30～10：00	公民館
宇加地	9：00～9：20	公民館

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い
 - ・会場へはなるべくお一人でお越しください。
 - ・マスクの着用をお願いします。
 - ・発熱や体調不良の方の来場はお控えください。

* 予防注射を受ける際の注意事項 *

- ・案内通知を持参する。登録していなければ通知は届きません。
- ・体調に不安がある場合は、お近くの動物病院で予防注射を受けてください。

- まだ登録をしていない犬は、この機会に登録を済ませてください。

登録手数料 3,000 円

※病院でも登録・注射はできます。

- 集合注射を受けることができない場合は、お近くの動物病院で予防注射を受けてください。

予防注射手数料	2,850 円
注射済票交付手数料	550 円
合 計	3,400 円

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、警報レベルに応じて中止または延期になる場合があります。その際は、ホームページ・放送にてお知らせします。

お問い合わせ 村民課 ☎966-1205

令和3年度軽自動車税（種別割）減免申請について

～軽自動車または普通自動車のどちらか1台が減免できます～

申請受付期間 5月6日（木）～5月31日（月）（土・日を除く）

■障がい者の方に対する軽自動車等の減免

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するもの

※障がいの程度によっては対象とならない場合があります。

- ②上記手帳をお持ちの方と「生計を同一にする方」が所有している車両で、手帳をお持ちの方の為に使用しているもの（例：通院・通学・通勤・生業）

※自動車検査証に「**自家用**」と記載されている場合に限ります。

■構造上専ら障がい者等の利用のための軽自動車に対する減免

構造上専ら障がい者の利用に供するためのもの（自動車検査証の車体の形状欄に「**車いす移動車**」と記載があるもの）

■減免申請は毎年手続きが必要です。

■受付期間後の申請は受付できませんのでご注意ください。

■減免対象範囲については、納税通知書と同封しましたチラシをご覧ください。

〈減免申請に必要な書類〉

- ・障害者手帳または療育手帳等
- ・運転者の運転免許証
- ・自動車検査証または標識交付証明書
- ・申請者の印鑑（認印可）
- ・軽自動車税の納税通知書

生計を同一にする方の車の場合

生計同一証明書の提出が必要となります。

（福祉課にて発行）

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に関しては中部保健所発行となります。

申請・お問い合わせ

●軽自動車税（種別割）

税務課 ☎966-1206

●自動車税（種別割）

自動車税事務所 ☎879-1627